



市の職員数と給与

平成27年度帯広市人事行政の運営状況

市職員の数や給与、勤務条件について、公平性や透明性を高めるため、「帯広市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき公表します。

問い合わせ 職員課（市庁舎5階、☎65・4107、65・4108）

職員数

行財政改革や業務の見直しを通して、適正な職員数維持に努めています（表1・2）。また、年齢構成の平準化や技術継承のため、計画的な採用と定年退職者の再任用制度（※1）を活用するほか、今後のさまざまな環境変化に弾力的に対応するため、任期付職員制度（※2）を活用しています。

平成27年度の職員採用者数は83人で正規職員が57人、再任用職員が26人です。再任用職員の任期満了による退職者数は12人です。

給与と制度

給与と制度は、毎年見直しや点検を行っています。

平均給料額、平均年齢など

（一般行政職）

職員の給料は、職務の内容と責任に応じた級と号俸から成る給料

表1 部門別職員数

各年度4月1日現在
単位：人

	人数		
	平成27年度	平成28年度	増減
議会	11	11	0
総務	176	175	-1
税務	69	71	2
労働	2	2	0
農林水産	41	41	0
商工	34	36	2
土木	136	137	1
民生	228	227	-1
衛生	93	92	-1
教育	203	204	1
消防	227	217	-10
水道	57	55	-2
下水道	20	21	1
その他	63	65	2
合計	1360	1354	-6

職員数は一般職に属する職員の数です。短時間勤務の再任用職員・任期付職員は入っていません。

表2 級別職員構成

各年度4月1日現在

職務の級	標準的な職務	人数（構成比）	
		平成27年度	平成28年度
1級	係員	264 (19%)	262 (19%)
2級	主任補および専門員	311 (23%)	360 (27%)
3級	主任および主任専門員	241 (18%)	230 (17%)
4級	係長および主査	293 (22%)	249 (18%)
5級	課長補佐	103 (8%)	107 (8%)
6級	課長	89 (6%)	82 (6%)
7級	企画調整監	34 (2%)	36 (3%)
8級	部長	25 (2%)	28 (2%)
合計		1360	1354

表3 平均給料額、平均年齢など（一般行政職）

各年度4月1日現在

区分	平成27年度	平成28年度
平均給料月額	31万600円	30万6100円
平均年齢	40.7歳	40.3歳
初任給	大学卒	17万4200円
	高校卒	14万2100円

表4 期末・勤勉手当

区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分 (0.65月分)	0.75月分 (0.35月分)
12月期	1.375月分 (0.80月分)	0.85月分 (0.40月分)
合計	2.60月分 (1.45月分)	1.60月分 (0.75月分)
一人当たり平均支給額	普通会計分	135万3000円
	企業会計分	145万9000円

() 内は再任用職員の支給割合
※4 役職加算額：給料月額×役職による加算5～20%

表5 職員給与費決算額

区分	普通会計分	企業会計分
職員数(A)	1246人	77人
給与費	給料	45億3123万円
	職員手当	10億4038万円
	期末・勤勉手当	16億8445万円
	計(B)	72億5606万円
一人当たりの給与費(B/A)	582万3483円	599万6623円

職員数は平成27年4月に給料を支給した職員の数（国保、介護、後期高齢者医療、ばんえい会計分を除く）です。

表6 人件費

区分	普通会計分	企業会計分
歳出額(A)	825億7886万円	149億227万円
純損益または実質収支	—	10億5176万円
人件費(B)	112億9618万円	5億6988万円
人件費率(B/A)	13.7%	3.8%
(参考)平成26年度人件費率	13.3%	4.7%

が21人（うち短時間勤務が8人）、任期付職員が5人（短時間勤務のみ）です。

表に定められています。（表3）
ラスパイレズ指数（※3）
（一般行政職）
帯広市は平成27年度が100・1で、平成26年度から0・1ポイント増えました。

各種手当

◆退職手当
・定年退職 勤続25年の場合は34・58月分、勤続35年の場合は49・59月分。1人当たりの平均支給額は2198万円でした。

・自己都合退職 勤続25年の場合は29・15月分、勤続35年の場合は41・33月分。1人当たりの平均支給額は425万円でした。
◆期末・勤勉手当
基礎額（給料月額に扶養手当など）と役職加算額※4を加えた額に区分ごとの月数を乗じた額を、6月と12月に支給します。（表4）
◆その他の手当
・扶養手当 1年の収入総額が130万円未満の扶養親族のある職員に支給します。
国の制度と同様に、配偶者1万3000円、配偶者以外の扶養親族1人につき6500円支給します。満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5000円加算されます。
・通勤手当 2キロメートル以上の通勤に自家用車やバスなどを利用している職員に対し、通勤距離や運賃の額に応じて支給します。

職員給与費決算額

給与費は、毎月の給料と扶養手当や時間外勤務手当などの諸手当、民間企業の賞与にあたる期末・勤勉手当などを合わせたものです。決算額は市長と副市長、監査委員、公営企業管理者、教育長の給与を含めた金額です。（退職手当は除く）（表5）

人件費

人件費には、職員の給与・退職手当・共済費の事業主負担分のほか、市議会議員や審議会などの委員に支払う報酬も含まれています。（表6）

※1 再任用制度とは

定年退職した職員などを任期を定めて再雇用し、公務で培った知識や経験を広く活用する制度です。

※2 任期付職員制度とは

専門性を必要とする業務や期間が限定される業務などに対応するため、任期を定めて職員を採用することができる制度です。

※3 ラスパイレズ指数とは

一般行政職について、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。

特別職などの給料・報酬・諸手当

市長や副市長といった特別職の給料・報酬は、市内の公共的団体の代表者などで構成する帯広市特別職報酬等審議会の報告などをもとに決定しています。(表7)

表7 特別職の給料・報酬・諸手当

Table with 4 columns: 市長, 副市長, 議長, 副議長, 議員. Rows include 給料月額, 期末手当, 寒冷地手当, 退職手当, 報酬月額.

勤務条件・サービス・職員研修など

職員の勤務条件は、地方公務員法に基づき、国や他の地方公共団体の職員との間にバランスを失わないよう考慮しながら条例で定められています。また、職員の資質向上のため、計画的に研修を実施して

います。

勤務時間と休憩

勤務時間は1日7時間45分、1週間38時間45分です。休暇は年次有給休暇・病気休暇・特別休暇(産前産後・忌引・夏季休暇など)・介護休暇などがあります。

年次有給休暇は1年に20日与えられ、その年に使用しなかった日数は、20日を限度に翌年に繰り越します。平成27年の職員1人当たりの平均取得日数は8.7日でした。

サービス

市民の疑惑や不信を招くことがないよう、職員に対して倫理保持、交通安全などについての注意喚起を行っています。

職員が営利企業などに従事することは制限されますが、職務遂行に影響を及ぼさないと判断される場合は、許可を受け従事できます。平成27年度は帯広市議会議員選挙の投票事務を含め672件を許可しました。

勤務成績の評価

勤務成績の評価は条件付採用職員(新規採用職員)の正式採用時や昇格時、昇給時、期末・勤勉手当の支給時に実施しています。

職員の育成のための取り組み

地方自治体における、さまざまな課題に対し、適切に対応して、市民から信頼される組織・職員づくりのために、人材育成推進プランを作成し、必要な能力開発、意識の向上に努めています。

平成27年度の研修受講者数は、新規採用職員研修や役職別の基

本研修が724人、特別研修が963人、専門研修機関や先進地などへの派遣研修が33人でした。

職員の福祉と利益の保護

職員の福利厚生増進の取り組みのうち、共済事業などは北海道都市職員共済組合が、その他の事業の一部は、市から委託を受けた帯広市職員福利厚生会が実施しています。このうち、職員の間ドック受診と定期健康診断の再検査に係わる事業費の一部を助成しています。また、職員が公務上の災害を被った場合の救済を目的とした公務災害補償制度があります。

平成27年度の災害件数は、公務災害が9件、通勤災害は3件でした。

分限処分と懲戒処分

分限処分は、心身の問題や刑事事件での起訴などにより、職務が十分に果たせない場合に、公務の能率維持を目的として行います。平成27年度は心身の問題で、16人が分限処分(休職)になりました。懲戒処分は、職員の義務違反に対し、道義的責任を問い、公務遂行の秩序を維持することを目的として行います。平成27年度は14人が懲戒処分(戒告9件、減給4件、停職1件)になりました。

不服申し立て・措置要求

平成27年度は、分限処分や懲戒処分といった不利益処分に対する職員からの不服申し立て、苦情相談、勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

新規開業者や中小企業者の経営をサポート

帯広市中小企業振興融資制度

問い合わせ

商業まちづくり課(市庁舎7階、☎65・4165)

市内企業の約9割を占める中小企業の安定的な経営を支援するため、市内中小企業者を対象に、金融機関を通じた低利な融資や、融資の際に支払う信用保証料の一部を補助する制度を設けています。また、経営相談窓口も設置しています。制度の利用条件など気軽に相談してください。

用途に応じた資金メニュー

対象となる業種・企業規模は、次の表のとおりです。(一部対象とならない業種があります。)

Table with 3 columns: 業種, 資本の額または出資の総額, 常時使用する従業員の数. Rows include 小売業, サービス業, 卸売業, その他.

◆運転資金

用途 人件費支払いや、仕入れ資金などの運転資金ほか
限度額 1500万円

◆ニューフロンティア資金

用途 十勝の農畜産物など、十勝に優位性のある地域資源を活用する事業に必要な資金
限度額 運転3000万円、設備1億円

◆セーフティネット資金

用途 経済の著しい変動に対応するため、信用保証協会の保証付き融資借り換えなどの運転資金
限度額 3000万円

◆新規開業支援資金

用途 起業を計画中の人や、起業後1年未満の事業者を対象とした資金
限度額 運転・設備各1000万円

◆小企業資金

用途 常用従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の事業所(小規模企業者)を対象とした、人件費などの運転資金や、店舗改築などの設備資金
限度額 運転・設備各1000万円

信用保証料の一部補助

設備・運転資金は新事業進出のみ対象で、他の資金はすべて対象となります。

資金メニュー

◆設備資金

用途 店舗改築や車両購入などの設備資金ほか
限度額 条件によって3000万円または1億円

広告